

アメリカロースクール協会の年次総会

弁護士

佐藤 崇文

1. 2008年1月2日～6日、ニューヨークにおいて、全米ロースクール協会 (Association of American Law Schools。略してAALS) の年次総会が開催された。総会は「変化の求められる中で研究者及び教育者としての役割を再評価する⁽¹⁾」とのタイトルを掲げて、講演、シンポジウム、セミナー、セッションなどが行われた⁽²⁾。筆者は2006年6月バンクーバーで開催されたアメリカロースクール協会主催のシンポジウム「ロースクール教師のための新機軸：意識的に教える」に単独で出席したが⁽³⁾、今回は早稲田大学大学院法務研究科の宮川成雄教授から声をかけていただき、宮川成雄教授の他に早稲田大学大学院法務研究科の和田仁孝教授、青山学院法科大学院宮澤節生教授及び鹿児島大学大学院法務研究科米田憲市教授が参加された。他にも個人的に参加した教員もおられた。

会場の外の気温は氷点下10度近くまで下がった時もあったが、登録参加者数は3900人と多数のため、会場のニューヨークヒルトンホテルは熱

-
- (1) 会議の正式なタイトルは、「Reassessing Our Roles as Scholars and Educators in Light of Change」である。
 - (2) 2007年1月ワシントンDCで開催された年次総会については、浜辺陽一郎「アメリカ法科大学院協会 (AALS) の年次総会に参加して」ロースクール研究第5号 (民事法研究会発行, 2007年4月) 151～154頁に手際よく要約されている。
 - (3) バンクーバー会議の内容について、佐藤崇文「アメリカロースクール協会のバンクーバー会議」広島法科大学院論集第3号 (広島大学法学会発行, 2007年3月) 99～104頁参照。

気に包まれていた。一般に、年次総会と言えば、退屈な業務報告や来賓挨拶などが続き、最後はシャンシャンで終わると相場が決まっているが、AALS 年次総会は多くの分科会などが開かれて終始勉強と研修の連続である。

総会の詳細な内容は、参加者による共同報告の形で別途某雑誌に掲載される予定であるので、ここではアメリカロースクール協会と総会の全体的な傾向や特徴について私見を交えながら以下のとおり述べてみたい。

2. 多数の部会と研修の重視

2007年12月時点で全米ロースクール協会に所属するロースクール数は169であるので、ロースクール教員の総数は莫大となるが、関心のある分野に応じて任意に91の部会が作られている。

例えば、憲法部会、行政法部会、民事訴訟手続部会、財産法部会、契約法部会、不法行為賠償部会、証拠法部会、裁判法部会、労使関係および雇用に関する部会、雇用差別防止法部会、証券取引部会、税法部会、家族法及び少年法部会、国際法部会、倒産法部会、知的財産法部会、刑事法部会、医療法部会、人権法部会、障害者に関する法部会、公益活動部会、環境法部会、スポーツ法部会、移民法部会などのように各種法律に関するものだけでなく、法文書部会、法曹倫理部会、継続的法曹教育部会、ジェンダーに関する部会、少数民族に関する部会、イスラム法部会、ユダヤ法部会、アフリカに関する部会などもある。また法律解釈や法制度だけでなく、ディーンのための部会、新任教授のための部会、図書館に関する部会、学生サービス部会、教授法に関する部会、リーガルクリニック部会、外国人弁護士のための大学院プログラムに関する部会、法学教育における女性に関する部会などのように、ロースクールにおける教授法や運営の向上のための研修及び情報交換を目的とした部会の多いのも特色である。

年次総会において91の部会がそれぞれ分科会を主催するわけではなく、

通常2ないし3つの部会が共同して1つの分科会を開催している。したがって総会の初めから終わりまで分科会の連続となり、同じ時間帯に6つ以上の分科会が開かれる場合もあるので、興味のある分科会が重なった場合は忙しくなる。日本では文部科学省の科研費などにより複数の法科大学院が協力して教材開発などを行っているが、法科大学院協会としても研修体制の確立を検討すべきではないだろうか。

3. 女性の進出

大会の参加者に女性教員の姿が目立った。3900人の参加者のうち女性教員の数に正確にいくらであったかを把握していないが、半分以上と思われた。また多くの分科会において女性がパネリストの半分以上を占めていた。1月3日サンドラ・デー・オコナー前連邦最高裁女性判事のスピーチが行われたが、その際壇上の8人のうち5人は女性であった。また、1900年設立以降73年間アメリカロースクール協会の歴代会長は全て男性で占められていたが、1974年にマイアミ大学ロースクールの女性教授が初の会長となると、1986年から頻繁に女性会長を輩出して、2006年、2007年、2008年と3年連続して女性を会長に選出している。また、アメリカロースクール協会には女性のディーン候補者のためのデータバンクがある。ロースクールのディーンになることを希望する女性教員は、自分の情報をそのデータバンクに提供したりあるいは他の教員や現ディーンが、有能と思われる女性教員をそのデータバンクに推薦するシステムである。

このようにアメリカロースクール協会は女性の進出に非常に積極的である。部会の中に“法学教育における女性の地位に関する部会”があるだけでなく、今回の大会においても、一日を使って、「法学教育における女性教員の役割」と題して分科会が開催されていた。しかしこの分科会は、さすがに男性の出席者は少なかった。

4. リーガルクリニックの重視

そもそもリーガルクリニックという言葉は多義的である。日本では法律相談の傍聴、裁判の傍聴、模擬裁判などを含めて使用されることが多いが、Clinical Legal Education と言えば、実際に事件を受任して処理することを意味している。長い間、アメリカのロースクールの教育はケースメソッドを中心とした理論法学に重きが置かれていたが、1960年代頃から教授の指導監督の下で学生が実際の事件を処理するようになった⁽⁴⁾⁽⁵⁾⁽⁶⁾。きっかけは学生が貧困層のためにボランティア活動を行うようになり、学生からロースクールに対しリーガルクリニックの要求が高まったことである。1969年アメリカ法曹協会は、学生が法廷に出て弁論するために要求される準則として、Student Attorney のモデルルールを作成した。そして学生の活動が献身的であると共に有能であることが認められるにつれて、各州の裁判所がそのモデルルールを採用するようになった。飛躍的發展の鍵となったのが1980年から10年間、フォード財団がリーガルクリニックの資金

-
- (4) アメリカにおけるリーガルクリニックの普及及び発展の経緯については、エール大学ロースクールのデニス・カーティス教授（Professor Dennis E. Curtis）が2006年9月9日早稲田大学ロースクールで行った講演「Educating Lawyers : Clinical Programs and the Legal Profession」及びカリフォルニア大学バークレー校ロースクールのチャールズ・ワイゼンバーグ教授（Professor Charles D. Weisselberg）の講演「Clinical Legal Education in the United States」の内容を参考にした。
- (5) アメリカにおけるリーガルクリニックの歴史に言及しながら日本におけるリーガルクリニックの確立に関して論じた論文として、ピーター・ジョイ（Professor Peter A. Joy）、宮川成雄教授、須網隆夫教授及びチャールズ・ワイゼンバーグ教授による「Building Clinical Legal Education Programs in a Country without a Tradition of Graduate Professional Legal Education : Japan Educational Reform as a Case Study」がある。「CLINICAL LAW REVIEW」13巻1号（2006年秋）417～458頁参照。参考にした。
- (6) 日本弁護士連合会司法改革調査室編「ロースクール臨床教育の100年史」現代人文社2005年7月25日発行。宮川成雄編著「法曹養成と臨床法学教育」成文堂2007年2月28日発行。東京弁護士会法曹養成センター編「臨床法学教育ハンドブック」平成18年6月30日発行。

として多額の寄付を行ったことである。この資金により各地のロースクールにおいてリーガルクリニックの拡充が図られた。そして今日では臨床法学教育に関する協会 (Clinical Legal Education Association, CLEA) が設立されて、定期的に研究会が開催されたり、またニューヨーク大学ロースクールのランディー・ハーツ教授 (Professor Randy Hertz)⁽⁷⁾らを中心に年2回論文集 (CLINICAL LAW REVIEW) を発行されている。

アメリカには日本のような司法修習制度が存在しないので、リーガルクリニックは不可欠と言えるであろう。また Bar Exam が日本の司法試験ほど難関でないので、2年次及び3年次学生がリーガルクリニックに集中できる余裕がある。では日本でリーガルクリニックは不要かと言えば、決してそうではない。

たとえば広島大学法科大学院の無料法律相談のクリニックでは、1時間20分の相談時間のうち最初の30分間は学生が相談者から事情を聴取する。その間、同席教員はほとんど黙って介入しない。その後、相談者に一旦退席してもらい、担当の学生と担当教員が20分程度協議をする。その後相談者に再度入室してもらい、学生が回答をして、最後に担当教員がアドバイスをする。要するに学生が主体的に相談者と直接対話することで Learning by Doing となっている。司法修習生の個別修習を10年間担当してきた筆者の経験からいえば、司法修習生に法律相談に同席させて補充的な質問をさせるが、修習生に主体的に法律相談を担当させることは非常に難しい。法律相談以外に訴状や準備書面などの起案をさせているが、アメ

(7) ランディー・ハーツ教授はリーガルクリニックのコースを持つと共に教室でも講義を担当されている。2008年1月7日ニューヨーク大学ロースクールの同教授の研究室において宮川成雄教授、後藤弘子教授 (千葉大学法科大学院) 及び筆者はリーガルクリニックの状況について説明を受けた。なお、同教授の研究室にはクリニックを受講した学生グループの写真が年毎に飾ってあったが、その中に1999年7月自家用飛行機を操縦中天候不順によりマサチューセッツ沖海上で墜落して死亡したジョン・エフ・ケネディ・ジュニアのクリニック受講当時の写真があった。

リカのロースクールで行われている受任型クリニックのように学生が事件を主体的に担当するわけではない。おそらくいずれの修習担当弁護士にも似たようなことが言えるであろう。現在の実務修習は Learning by Watching となっている⁽⁸⁾。したがって、日本には実務修習があるのでリーガルクリニックは不要であるという見方は表面的である。完全なアメリカ型のリーガルクリニックまでいく必要はないけれど、ロースクールにおいてある程度取り入れてゆくことは有能な法曹⁽⁹⁾を教育する観点から大切である。

ちなみに、宮川成雄教授を中心に臨床法学教育学会の創立大会（法科大学院協会理事長佐藤幸治教授及びピーター・ジョイ教授⁽¹⁰⁾による記念講演の予定）が2008年4月27日東京の國學院大學で開催されることとなっており、次次にリーガルクリニック普及の動きが全国的に広がることを期待したい。

-
- (8) 佐藤崇文「アメリカのロースクールの臨床教育」広島法科大学院論集第1号（広島大学法学会発行、2005年3月）33頁参照。また四宮 啓「臨床法学教育の現状と課題」（自由と正義 2007年12月号）51頁参照。
- (9) 南カロライナ大学ロースクールのロイ・スタッキー教授（Professor Roy Stuckey）らによる「BEST PRACTICES FOR EDUCATION」（Clinical Legal Education Associationから2007年発行）は、最良の法曹教育のためにロースクールなどはどうすべきかを詳細に論じている。アメリカ法曹協会のマクレイト・レポートを作成したローバート・マクレイト弁護士（Robert MacCrate, Esq.）が上記本の前書きで、カーネギー財団のレポート『Educating Lawyers』及びロイ・スタッキー教授らによる「BEST PRACTICES FOR EDUCATION」の「中心的メッセージの一つは、ケーススタディー及びソクラテスマソッドによる法解釈論を減らして、もっと幅広い分野を教えるべきことである」と述べている。ハーバード大学ロースクールもこの方向での改革を進めており、ソクラテスマソッド及びケーススタディーについての評価が従前ほど高くないようである。山本普平「米国におけるロー・スクールのカリキュラムと近時の動き」（自由と正義 2008年1月号）98及び99頁参照。なお、マクレイト・レポートについて、宮澤節生教授らによる共訳「法学教育改革とプロフェッショナル—アメリカ法曹協会マクレイト・レポート—」（三省堂2003年）がある。
- (10) ピーター・ジョイ教授（Professor Peter A. Joy）は、アメリカ臨床教育法学会（Clinical Legal Education Association, CLEA）の次期会長予定者である。